

令和2年度事業計画について

令和2年5月13日

一般社団法人日本繊維機械協会

1. 貿易促進事業

(1) ITMAASIA+CITME2020 の協賛事業

欧州繊維機械製造事業者団体(CEMATEX)と中国紡織機械器材工業協会(CTMA)等は、ITMAASIA+CITME2020を中国上海市「National Exhibition and Convention Center (NECC)」で開催します。

日本繊維機械協会は(以下、「協会」と略す。)は、展示会の共催者である ITMAServices (CEMATEX の子会社)とパートナーシップ契約を締結し、日本国内からの出展者募集及び出展者支援等を積極的に行います。

ITMAASIA+CITME2020 の 3 月 3 日現在の申込み状況(締め切りは 3 月 27 日)は下記の通り。前回、29018 年比で申込み実績をベースに 2020 年の合計の床面積を推計すると約 6.4%増。ITMA2015 年の翌年開催した ITMA2016 年比では△ 2.7%減になるものと思われます。

	展示会開催時期	出展企業数	出展床面積(m ²)
2016 年	10 月 21 日 ~ 25 日	42	4,299
2018 年	10 月 15 日~19 日	39	3,932
2020 年	10 月 15 日~19 日	(※ 39) 25	(※ 4,186) 2,298

(2) インドにおける展示会について

India ITME Society は、「India ITME 2020」を、今年度は India Exposition Mart Ltd, Noida.で開催します。協会は、国際・貿易問題研究会を事前に開催して、会員企業のインド市場における課題や展示会に関する改善要望等を取りまとめ、現地大使館やJETRO等関係機関や展示会の主催者である India ITME Society へ働きかけして改善に向けて努力します。

	展示会会期	出展企業数 合計	出展床面積 合計(m ²)
2016 年	12 月 3 日 ~ 08 日	1,050	INDIA ITME SOCIETY に 問い合わせ中
2020 年	12 月 10 日~15 日		

(3) 中国深圳で新たに開催する展示会 2021 への対応

CTMAとCEMATEX等は ShanghaiTex 2021(20th International Exhibition on Textile Industry.

2021年11月、会場 Shanghai New International Expo Centre, SNIEC 上海新国際博覧中心)と同じ時期に中国深圳国際会展中心(Shenzhen World Exhibition & Convention Center)で新たな展示会の開催を予定しています。CTMAによれば、ITMAASIA2020の展示会会期中に深圳での新たな展示会について対外公表するとのことから、協会はどのような形態でこの展示会へ参画等するかについてCTMA等と交渉します。

(4) ウズベキスタンでの展示会支援(JETRO-JAPAN ロゴマークを利用予定)

前回の、CAITME 2018 - Central Asian International Textile Machinery Exhibition は、ウズベキスタン国タシケント市で開催されました(5-7 September, 2018)。日本からの出展者はいずれも現地代理店を介しての出展とのことから、日本企業である旨の視認性を高めることを目的としてJETRO-JAPAN ロゴマークを協会が印刷・作成し、出展者のブースへ貼付する等支援したので、今年も継続して支援します。

また、昨年のITMA2019において、CAITMEの事務局長がJTMAのブースを往訪し、展示場にNational Pavilionを用意するので日本の企業にも活用して欲しいとの依頼を受けたので、今後の出展の選択肢として必要に応じて現地調査を行います。

(5) 中国・インド等諸外国からの来日支援等

昨年は、協会はCTMA(中国紡織機械器材工業協会)をはじめ、中国紡織工業連合会、インド繊維省等の来日支援を行ってきました。今年も、かかる要請を受けて来日受入支援等を行います。

2. 調査研究事業

(1) 繊維機械統計表の作成

協会は、我が国の繊維機械の生産活動等の実態把握を目的として、生産(生産動態統計調査:経済産業省)、輸出・輸入(貿易統計調査:財務省)及び受注(機械受注統計調査:内閣府)に関する統計を収集し、輸出・輸入統計については生産動態統計調査と品目の概念範囲が整合的になるように協会加工再集計して「繊維機械統計表」を作成します。

(2) 我が国貿易統計について

貿易統計の一部の品目については貿易統計分類や通関業務上の問題もあって生産と統合的な動向を把握できない品目が存在します。生産と統合的な品目概念で輸出データが利用できる方策について、会員企業の協力を得て試算値を推計するとともに公表に向けて時系列整備等を行います。

(3) 歴史的な繊維機械の情報収集等調査

① 協会は、国立科学博物館産業技術史資料情報センター（以下、「国立博物館」と略す。）からの依頼を受けて、日本の産業技術（繊維機械）の発展を示す資料（主として機械等）がどこの会社のどこの施設にどのように残されているかを明らかにする「所在調査」を2015年9月から開始しました。そして、会員企業の協力を得て・産業技術博物館データベース（HITNET）への登録情報を収集し、2016年12月に公開しました。その後も追加等フォローアップを実施し、今日では143件の資料を登録しました。今年度も適宜フォローアップを実施します。

注；「術史資料の所在調査」；日本の産業技術の発展や、その歩みを示す実物資料を「産業術史資料」と位置づけ、産業技術史資料がどこにどのような形で残されているのか、技術分野ごとに関連する工業会・学会などと協力して、調査します。調査結果はデータベースに蓄積し、インターネット上で公開します。

産業技術史資料情報センター/産業技術史資料情報データベース/産業機械関連/繊維機械技術
(<http://sts.kahaku.go.jp/sts/result.php?c=1147>)

② 今般、国立博物館より、技術発達と社会・文化・経済等の関わりを明らかにする「技術の系統化研究（※参照）」の依頼を受けました。会員企業の協力を得られた機種について本研究を実施し、研究がまとまったところから調査報告書を取りまとめます。本研究の進捗によっては最終的な調査報告書のとりまとめまで複数年度に渡ることも考慮しながら進めます。

同時に、今日では多くの力織機メーカーが廃業していることから、設計図等の基本情報が散逸するのを防ぐために、このような関連情報もあわせて収録するように務めます。

注；「産業技術史資料の系統化調査」；日本の主要な産業技術について、その誕生から今日まで、どのような発展の過程を辿ったかについて調査・研究し、技術史を作成します。しかし、単に技術史研究にとどまるのではなく、発展上のエポックメイキングな技術開発やできごとに関係する資料の調査を、「産業技術史資料の所在調査」を補完する形で行い、その資料が技術史上にどの

ような意義を持つかを明らかにします。この研究は企業で技術開発に携わった経験を持つOB技術者によって行われます。ものづくりという厳しい現場の経験を有する技術者は技術の本質を肌で捉えており、このような人々によって作られる技術史は貴重なものです。日本の技術開発の歴史をこのような形でまとめることにより、未来の技術開発の方向を模索する上での貴重な情報とすることができるものと考えます。

(直近前年の実績)

技術の系統化調査報告 第12集 2019年3月 クロック技術の系統化調査
第26集 2019年3月 電子楽器の技術発展の系統化調査
抗がん薬創製技術の系統化調査
第27集 2019年6月 DVD技術の系統化調査

③ 西陣をはじめとする絹織物産地から、力織機の供給要請がなされてから既に相当の時間が経過しました。また、修理等の人材を求める声にも可能な限り対応するため、絹織物産地の要望等調査を可能な範囲で引き続き実施します。

3. 知的財産研究活動の推進

知的財産専門委員会をベースとして、国内においては、特許庁との緊密な関係を維持発展し、特許審査の適正化及び日本固有の制度の改善を図るとともに、早期に知財の権利化が実現するように働きかけを行います。また、対外的には、CTMA等の協力を得ながら中国における展示会での我が国繊維機械の模倣品対策、知的財産権保護の方法、権利侵害に対するより効果的な対策を一層強力に推進します。また、中国・欧州における知的財産権保護に関する組織のあり方や相互理解を一層深めるために意見交換を行います。

(1) 我が国知財当局への働きかけ

毎年末に特許庁の繊維機械審査官等との意見交換の場を通じて、特許審査の適正化、諸外国との比較で日本固有の制度の改善及び知財の早期権利化が実現するような改善策等を提案してその改善にむけて働きかけを行います。

(2) ITMAASIA+CITME2020における活動

① 中国における知的財産権意識向上に資する事業について

ITMAASIA+CITME2020 の会期中に第二回日中合作知財セミナーの実施を CTMA は強く要望しています。また、2018 年の提示会において第一回の知財セミナーを実施しましたところ。出席者からは次回の展示会においても同様のセミナーを開催して欲しいとの意見が多く寄せられました。このような状況を踏まえて、第二回の知財セミナーを展示会会期中に開催するように努めます。その実施に向けて CTMA と事前に意見交換を行います。

② CTMA による模倣品展示の事前抑止活動について

展示会における模倣品対策については、ITMAASIA+CITME2018 において、CTMA による事前警告書の発出が大変大きな効果がありました(下記注参照)。そこで、2020 においても同様の警告書の発出を CTMA へ 2019 年に依頼しましたところ、快諾を得ましたので今回も実施します。

注； ITMAASIA+CITME2018 においては、この主催者である CTMA は、中国企業の展示会への出展に際して、知財問題を抱える企業はその問題を解決してから出展するように規約化しています。そこで、協会の会員企業が自社の権利を侵害している中国企業をリスト化して CTMA を通じて展示会前に警告書を 21 社に発出してもらいましたところ。約半数の 11 社は出展を取りやめ、日本側が申し出た侵害権利の全て及び一部回避といった直接的な効果がありました。また、直接的な効果がなかった 10 社の内、展示会終了後に 1 社から CTMA を通じて調停の申し出がありました。

通常、日本企業が中国企業へ「貴社の〇〇は我が社のこの権利を侵害しています」という警告書を直接発出してもほとんど無視されているのが現実ですから、約半分という実効性のある CTMA 経由の事前警告書は大変大きな効果があります。なお、このような CTMA の影響力は CTMA の会員外へは期待出来ませんので、その効果は一部限定的ではあります。

③ IPR・Office 権限の強化について

展示会場における IPR・Office の運営等の強化について、特に運用規定に関して CTMA へ改善要望を引き続き行います。

④ 知財担当社員を組織化した委員会組織の発足等について

CEAMTEX 及び CTMA には会員企業の知財担当社員を組織化した協会の知的財産専門委員

会のような委員会組織はありません。CEMATEX は外部の弁護士事務所が代行しています。CTMA は協会職員が我々知財委員会の窓口となっているのが現状です。そこで、日本の知財委員会の目的や活動等を紹介し、メーカー各社の知財担当社員を組織化した委員会組織の組成について意見交換等を通じて理解を深め、必要に応じてその組織化について支援等します。

(3) 相互理解を一層深めるための意見交換等

中国知財当局や在中 JETRO 知財部等現地知財関係機関との意見交換の場を設けてグローバルな視点から共通の課題等に関して意見交換します。

4. 繊維機械の標準化について

(1) JIS、ISO/IEC 等規格の定期見直しを引き続き実施する。

(2) CTMA が推進している標準規格化への対応

① CTMA は 2016 年から欧州企業も交えて繊維機械の標準化に取り組んでおり、日本へもこのような標準化活動に参画するように依頼を受けましたが、当時は時期尚早とことから日本は参画して来ませんでした。2018 年末に CTMA を訪問した際に、CTMA から標準化の草案(編み機)が出来たとことから、その規格を入手したところ。内容は、編み機に関するネットワーク通信規格の標準化でした。CTMA は今後更に他の繊維機械についても順次標準化を推進することとしています。

② 今後、我が国繊維機械の最大の輸出市場である中国への自由な輸出が CTMA による標準化により阻害されないためにも迅速に情報収集等する必要があると認識しています。また、直接的な輸出障害にならないまでも、日本メーカーが規格策定作業への参画がないことをもって、当該規格の入手に際して法外な費用を請求される等の弊害も懸念されること等から、2019 年度から、CTMA の標準化規格に関する情報収集を開始しました。

③ CTMA が推進している標準化の実態について

CTMA によれば、標準化委員会(国家レベル)の下に、標準化委員会(業界;「紡織機械及び関連付属品機器委員会」(中国語:全国纺织机械与附件标准化技术委员会)、この事務局はCTM

A)。この下に CTMA の規格化委員会分科会(① 紡織・染色設備、② 紡織部品、③ 不織布設備)がある。この規格化委員会文科会は、各企業の規格担当で構成され、規格作成のスケジュール(案)を作り、CTMAへ提出する。CTMAは更に国家標準化委員会に報告し、答申し、許可されたものについて規格作成スケジュールが決まる。なお、2020年の開発スケジュールは予定されていないとのこと。

④ そこで、今年度は、既に規格が出来ている、① 横編み機、② 丸編み機の規格の内容等について精査します。また、③ スピニングセクター(紡績機械)(規格はできているが、今後修正予定)及び作成中の④ 染色・印刷、⑤ 立て編み機の規格についても情報収集します。なお、織機及び化学繊維部門は未だ検討を開始していないとのこと。

⑤ CTMA が推進中の企画の対象・内容は、「通信プロトコル(工作機械と同じで OCP-UA)及びデータセット(抜き出すデータの種類は機種によって)」であるが、現在ユーザ企業に設置済みの過去の機器とも通信互換を確保すると表明しており、それへの対応等情報交換を積極的に行います。

(3) 標準化委員会活動の一環として、川上に位置する紡績から川下までを一気通貫した情報のあり方等について、必要に応じて検討する場を設けます。なお、工業用ミシンを所管する縫製工業会は前年度に、かかる研究会を実施し前年度は部品等用語の統一に向けてアパレル産業やCAD/CAM メーカー等と協業するとのこと。必要に応じて意見交換等を行います。

(4) 第四次産業革命、IoT、ビックデータ及び AI 等々、製造現場における情報の高度活用が求められているところ。協会は、ロボット推進協議会(IRR)等の場を通じて情報収集し、会員企業への情報提供を引き続き実施します。

5. 物づくり・繊維機械の魅力等情報発信事業について(新入社員採用対策)

一部の会員より、新入社員の採用が厳しいとの声があります。他の多くの業会団体は国内で開催する展示会等の場を通じて学生対象としたセミナーやコンクール等を通じて、物づくりの楽しさ、

最新鋭の機器や当該機器の社会的な貢献等を訴求してリクルートの一助としています。

協会は、第 7 回大阪国際繊維機械ショー（2001.10.08～10.13 ・7th OTEMAS）を最後に、国内での展示会を開催していないことから、かかる活動を行うことが出来ません。また、繊維機械は直接国民の目に触れるB2Cの商品で無いことから、多くの学生の認知度は低い水準に留まっているものと思われます。

そこで、各社が実施しているインターンシップや研究活動支援の紹介、繊維機械のプロモーションビデオ等のコンテンツを提供いただき、繊維機械の魅力を広く周知する活動を日本繊維機械学会とも必要に応じて連携して行います。

6. 関係機関との交流及び協力

(1) 行政機関等への協力

協会は、中小企業等経営強化法に基づく固定資産税減税措置に伴うに証明書の発行を継続して令和3年3月31日まで行います。

(2) 協会活動の活性化等について

7. トップセミナーの実施

会員代表者を対象として、日々の繊維機械に特化した目線を一段と高くして、グローバルかつ中長期的な目線で経営を考えられるような時事問題、通商、経済問題等について、その課題に精通した講師を招いてトップセミナーを秋の理事会時に開催します。テーマの設定及び講師については会員のニーズを踏まえて決定します。

7. その他

一般社団法人への移行に伴う所用の報告「公益目的支出計画実施報告書」(事業報告及び決算状況を内閣府所定の様式で)内閣府へ行う。